

医療法人社団三樹会 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年 1月 1日～ 令和8年 3月 31日までの 4年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・取得率を50%以上にすること

女性職員・・取得率を80%以上にすること

＜対策＞

●令和4年1月～ 制度の利用状況、取組の成果について現状を把握

●令和4年4月～ 各職場における休業者のカバー体制の検討・実施

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間 6日以上とする。

＜対策＞

●令和4年4月 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況をとりまとめる

●令和4年6月 社内報などで有給休暇取得促進キャンペーンを行う